

Vol.05
平成21年3月発行

肝属中部 畑かんたより



編集事務局
肝属中部地域
畑かんがい営農推進本部
〒893-0011
鹿屋市打馬 2丁目16-6
(県大隅地域振興局農政普及課内)
TEL: 0994-44-6827
FAX: 0994-44-3508



- 1 畑かん啓発資料「水の恵みで豊かな営農を」…………… P 1～P 2
- 2 国営肝属中部地区土地改良事業の計画変更について…………… P 3～P 7
- 3 国営肝属中部地区附帯県営事業の推進について…………… P 8～P 10



総受益面積
 1,537ha
 鹿屋市594ha
 吾平町421ha
 肝付町522ha

水の恵みで

現在、肝属中部地区におきましては、畑地かんがい
 畑地かんがい施設の整備を進めています。整備後は、

畑地かんがいのメリット

- **水を利用して栽培できる作物が広がります。**
 ・大規模な露地野菜生産や施設園芸または、かんしょ等と組み合わせた輪作など収益性の高い営農が可能になります。
- **干ばつ時においても播種、栽培が可能になります。**
 ・干ばつ・小雨でも、出荷時期に合わせたは種・定植・栽培が可能となり、計画的な生産が可能になります。
- **収量の増大、品質の向上が図られます。**
 ・は種・定植期の水の活用により発芽・活着率を高め、収量の増大が図られます。
 ・干ばつから作物を守り、作物が必要とする水がいつでも供給できるため、品質の向上が図られます。
- **土壌消毒や薬剤散布の作業が軽減できます。**
 ・ほ場で使用する水その場で確保できるため、労力の軽減が図られます。
- **桜島降灰の洗浄が可能になります。**
 ・降灰をほ場で洗浄できるため、労力が軽減され、作物のしおれも防止できます。
- **霜害、潮風害（塩害）等の防止ができます。**
 ・茶の防霜や台風による潮風により付着した塩の洗い落とし等が可能になります。
- **農地の貸し借りが有利に行えます。**
 ・畑かん施設があるところで営農したい
 ・自家の営農を拡大したい
 ・高齢のため自分で耕作できない など



近年、大規模経営体や認定農業者が増加している反面、農家の高齢化等により、農地は貸し借りが進み、流動化しています。

肝属地域においても

農地の約18%は貸し借りによる耕作
 農地の約41%は認定農業者による耕作
 が行われています。(平成19年度)

畑かん先進地では、

- ・農地の賃借料に水利利用料を加えた金額で農地の貸し借りが行われている事例があります。
- ・法人経営や大規模農家は、畑かんの整備されたほ場の借受けを望む傾向が高くなっています。

①

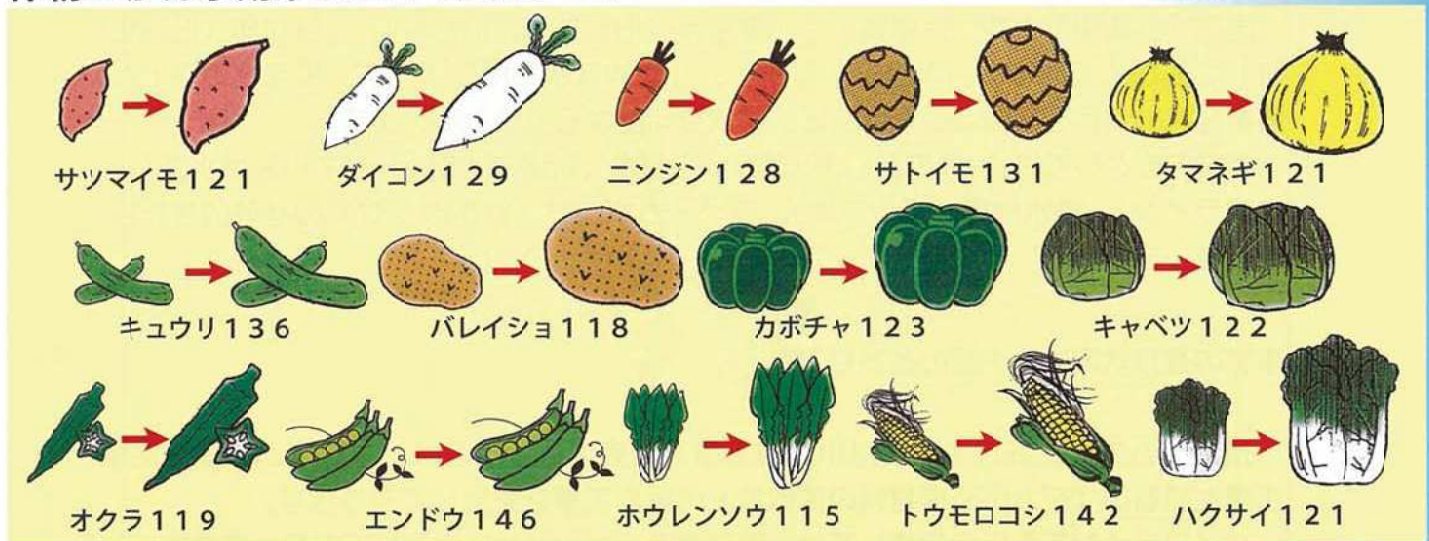


豊かな営農を

肝属中部地域畑地かんがい営農推進本部
平成21年3月

による農業の生産性向上と農業経営の安定を図るため、
水を利用した営農で豊かな農業・農村を築きましょう。

作物のかん水効果 (収量の増加割合：%)



トウモロコシ、サツマイモは肝属中部実証成績
その他は全国各種試験結果等から

かんしょ・飼料作物のかん水効果

	かんしょ			飼料作物 (ソルゴー)		
	播種・定植 かん水方法	単収	A品率	播種・定植 かん水方法	生草重	乾物重
効果	5月中旬 植付直後と5日後の2回	かん水有	2.3t 86.5%	6月下旬 植付後～8月にかけて計3回	かん水有	4,500k 855k
		かん水無	1.9t 61.9%		かん水無	3,450k 733k
増加割合		(121%) (140%)			(130%) (115%)	

(肝属中部営農実証成具より)



各市町では地域内にモデル団地を設置し、畑かん通水
後の営農実証に取り組んでいます

地区の代表作物	モデル団地の振興品目		
	鹿屋市 (下堀)	吾平町 (角野)	肝付町 (後田)
かんしょ	◎	◎	◎
だいこん			◎
にんじん	◎	◎	◎
ぱれいしょ	◎		◎
さといも			
ごぼう			
キャベツ	◎		
ねぎ	◎		
ブロッコリー	◎		
かぼちゃ		◎	◎
ピーマン		◎	
なす		◎	
いんげん			◎
葉たばこ			◎
茶	◎		
みかん			◎
不知火		◎	◎
飼料作物			
花き	◎		◎



国営肝属中部地区土地改良事業の計画変更について

1. 事業進捗状況について

国営「肝属中部土地改良事業」は、鹿屋市（旧鹿屋市、旧吾平町）、肝付町（旧高山町）に広がる畑地帯に用水施設を整備し、計画的な水利用による農業生産性の向上と農業経営の安定を図ることを目的に、平成9年度から実施しています。

事業内容としては、荒瀬ダム（ロックフィルダム）、荒瀬送水路（トンネル）、用水路（パイプライン）、揚水機場（ポンプ場）、ファームポンド（貯水タンク）の基幹的な施設を整備します。

事業の進捗状況は、下記のとおりです。

荒瀬ダムでは、転流工事（河川切換工事）を完了し、現在は、主にダムの基礎掘削工事と原石山（ダムの築堤材料の採取地）の掘削工事を実施しております。

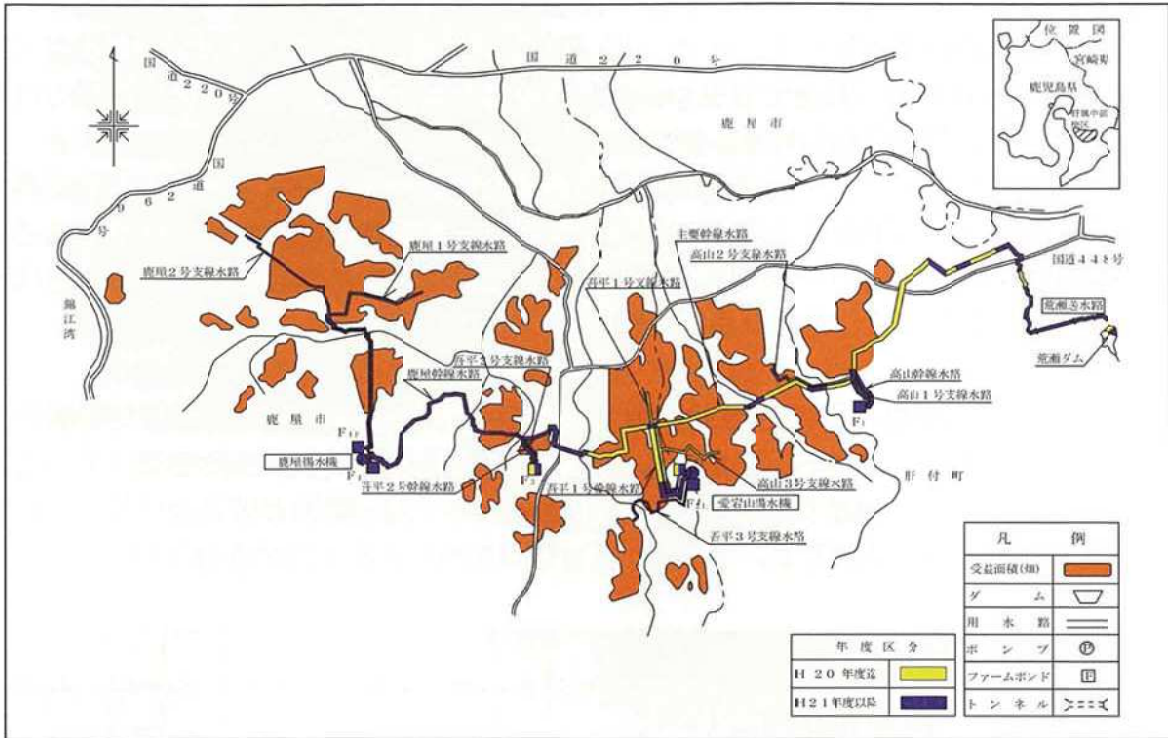
パイプライン工事につきましては、現在までに約14km完了しており、事業費ベースで約59%の進捗となっております。



荒瀬ダム施工状況



パイプライン埋設状況



肝属中部畑地かんがい事業につきましては、平成9年度から事業に着手し、平成20年度までに上図の黄色で着色した部分の施工を終えています。

2. 国営肝属中部地区土地改良事業の計画変更について

国営肝属中部土地改良事業は、平成9年度の事業着手以来、鹿児島県、鹿屋市（旧鹿屋市、旧吾平町）、肝付町（旧高山町）及び肝属中部地区畑地かんがい事業推進協議会の連携のもとに、事業の進捗を図ってきたところですが、事業着手後、10年以上が経過し、地域を取り巻く社会経済情勢の変化により、下記のとおり受益面積や工事計画、事業費を見直す必要が生じたので、事業計画を変更する必要があります。

事業計画を変更する場合には、土地改良法の規定に基づき「計画変更」の手続きが必要であり、事業計画の内容が計画変更の要件〔受益面積の変更、主要工事計画の変更、事業費の変動（物価変動によるものを除く）のいずれかが所定の基準に達したとき〕に該当した場合に行うことになっております。

1) 受益面積の変更

事業区域内の農地転用など、社会情勢の変化に伴い受益面積を変更します。

(単位：ヘクタール)

市町村名	現計画	変更計画	増	減
鹿屋市	1,217	1,015	減	202
肝付町	589	522	減	67
計	1,806	1,537	減	269

(2) 営農計画の見直し

当初の営農計画策定から、すでに10年以上が経過しており、地域の営農実態（作付面積、農産物価格、営農形態等）の変化や各種農業振興計画等を見直しが行われていることから、営農計画の見直しを行いました。

具体的には、近年における地域農業の動向と課題、鹿児島県・市町の農業振興の方向を踏まえて、本地区の営農の改善方向を定め、地元農業関係機関で構成される「肝属中部地域畑地かんがい営農推進本部」の下に設けられた営農検討会（受益者代表も出席）で協議のうえ、営農計画を策定しました。

コストや安全性の面から自給率向上を目指している飼料作物や需要が堅調なかんしょ、その他、さといも、こんじん、かぼちゃ、お茶なども産地化に向けて力を入れています。他に、施設でのピーマン、なす、いんげん、新テッポウユリなども計画面積を拡大していく予定です。

(3) 工事計画の変更

配水計画の見直しによりファームポンドを統廃合するとともに、用水路の路線計画を変更します。

(4) 事業費の変更

市町村名	現計画	変更計画	増減	備考
ダム	1ヶ所	1ヶ所	—	
頭首工	1ヶ所	—	減1ヶ所	
用水路	48 km	45 km	減3 km	
揚水機場	3ヶ所	2ヶ所	減1ヶ所	
ファームポンド	8ヶ所10基	4ヶ所6基	減4基	

事業内容の変更に伴い事業費の変更が生じました。主な要因は次のとおりです。

- ①荒瀬ダムを造る土の材料及び残土捨場の変更等に伴う増
- ②受益面積減に伴い荒瀬頭首工を廃止すること等に伴う減
- ③用水路に係る工事計画の見直し（路線変更、軟弱地盤の対策など）に伴う増
- ④ファームポンドに係る特殊土壌（ボラ等）対策等に伴う増

（単位：億円）

区分	項目	現計画	変更計画
事業費		395 (平成8年度単価)	612 (平成18年度単価)

事業費は、上記の表のように変更になりますが、国営事業の工事に關しましては、受益者のみなさまの御負担はありません。

関連事業の県営事業のうち、各ほ場の給水栓までは受益者負担はありませんが、ほ場内に設置する散水施設の事業費の概ね2割が受益者のみなさまの御負担となります。

また、事業完了後、施設の維持管理に必要な経費ちそれぞれの営農区分（地目）・面積に応じた負担が生じます。

(5) 工事の進捗状況と今後の予定

この事業は、平成9年度の事業着手以来、関係者のみなさまのご協力により事業を実施しており、水源施設の荒瀬ダムについては、現在、主に基礎掘削工事を実施しているところで、平成22年度より堤体盛立工事を実施し、平成26年度に完成予定です。

また、ダム以外の用水路、ファームポンド等の工事については、平成27年度の完了に向けて計画的に工事を進めています。

区分	年度																				
	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28～	
工 事	荒瀬ダム	←————→																			
	用水路等			←————→																	
水 利 用 (一部通水)																					←

3. 計画変更の同意について

計画変更を行うに当たって、事業計画の変更の同意を受益者のみなさまからいただく必要があります（土地改良法第87条の3）。

同意は、平成9年度の当初計画時から継続して事業に参加する地域（継続）、今回新たに事業参加する地域（新規）、今回事業から除外される地域（除外）の三分の区分について、事業参加者（継続・新規）及び事業除外者の同意を得ることになります。

また、受益者のみなさま（事業参加者）は、今後、事業完了後の施設の維持管理を行うため設立予定の肝属中部土地改良区（仮称）の組合員となっていただくことなどから、事業計画の概要について十分理解した上で同意していただく必要があります。

なお、今回の同意取得は国営事業の変更に関するものであり、関連の県営事業に関する同意取得は別途行われる予定です。

4. 今後の計画変更のスケジュールについて

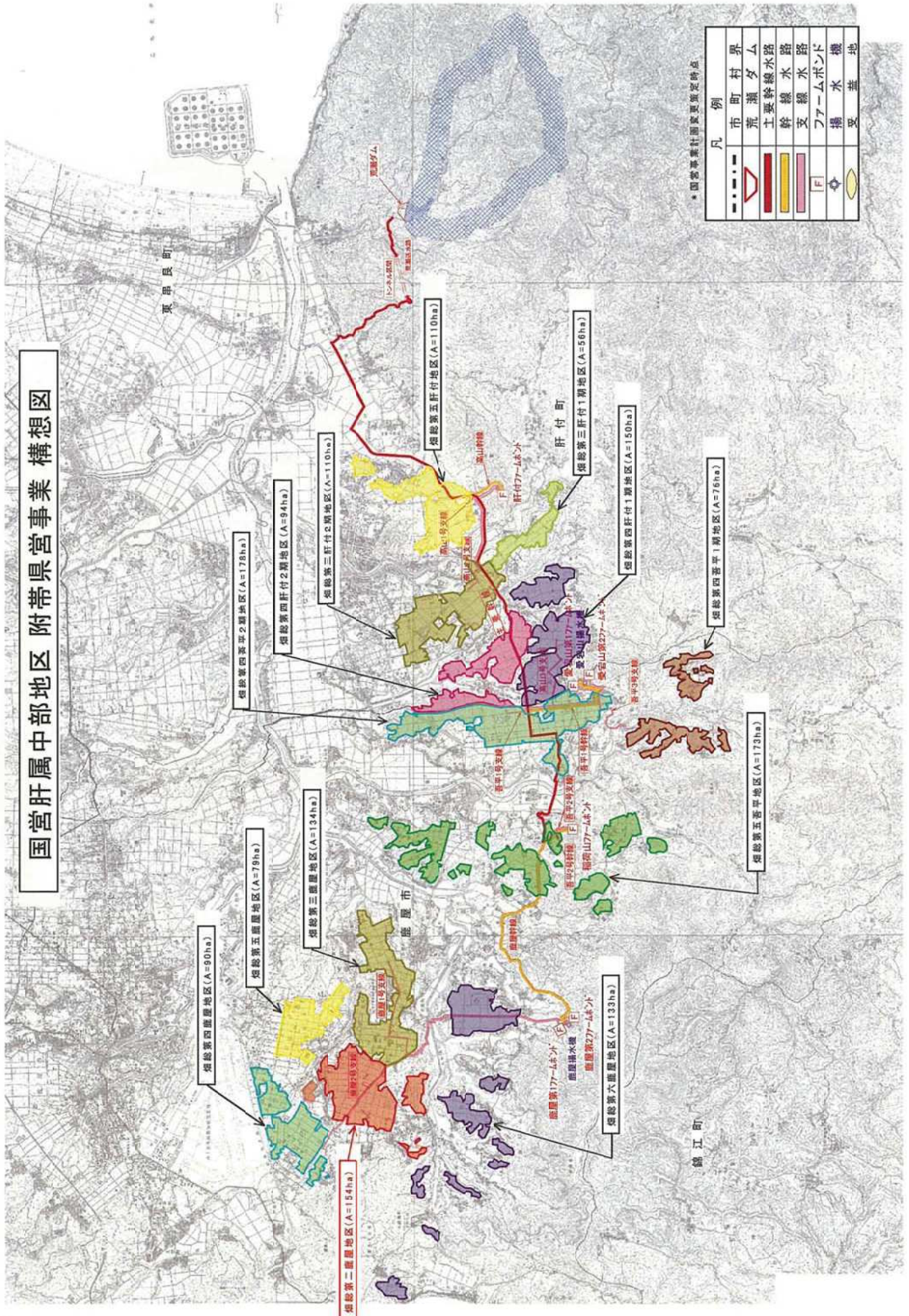
これまでに鹿児島県知事や鹿屋市長・肝付町長との協議を了し、変更計画の概要等を公告したところです。今後は、事業参加者及び事業除外者からの同意を取得させていただきたいと考えております。

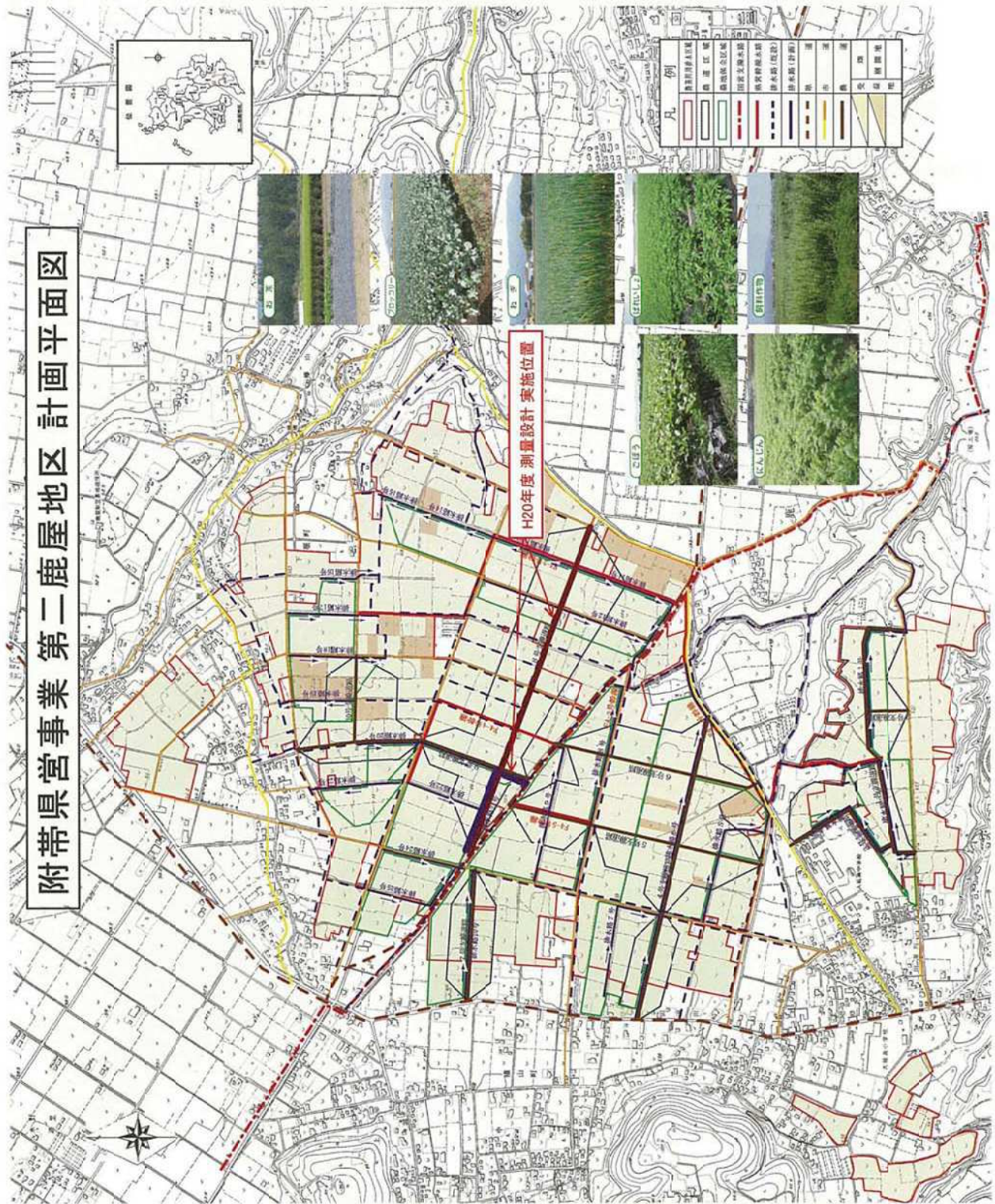
受益者のみなさまからの同意取得に関しましては、まず、計画変更内容を御理解をいただけますように、各自治会（集落）毎に公民館等での説明会を開催し、説明会終了後に、戸別訪問して同意取得を実施させていただきたいと考えており、その期間は、9月頃までを予定しています。

受益者のみなさまの同意をいただいたのち、諸手続を経て、変更計画を決定（平成21年11月頃）し、その後、変更計画決定の公告と変更計画書の縦覧を行い、利害関係人からの異議申立期間を経て、変更計画が確定し、必要な手続は終了することとなります（平成21年12月頃）。

事業を速やかに完了させ、地域に一日でも早く畑かんの水をお届けするためにも、計画変更にご賛同いただけますようみなさまの御理解、御協力をお願い申し上げます。

国营肝属中部地区 附带県営事業 構想図





水田の恵みで
豊かな暮らしを
つくりだす。

